

## 岐阜県県有自動車任意保険に関する一般競争入札公告

岐阜県県有自動車任意保険について一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

平成 31 年 3 月 26 日

岐阜県知事 古 田 肇

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
岐阜県県有自動車任意保険
- (2) 業務の内容  
入札説明書による。
- (3) 業務期間  
平成 31 年 5 月 1 日から平成 32 年 5 月 1 日まで  
(便宜上平成で記載 契約書は新元号で記載する)

### 2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する設置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 損害保険業免許を取得している者であること。または、損害保険業免許を取得している者と代理店契約を締結している者であること。
- (6) 岐阜県内に本店がある事業者又は、岐阜県内に支店、事業所等がある事業者であること。

### 3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局  
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号  
岐阜県総務部管財課庁舎係  
電 話 058-272-1150  
F A X 058-278-2550
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
ア 交付期間 平成 31 年 3 月 26 日（火）から平成 31 年 3 月 29 日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで  
イ 交付場所 3 の(1)に同じ
- (3) 競争入札参加資格の確認  
ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を 3 の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。  
イ 提出期限 平成 31 年 4 月 4 日（木）正午  
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。  
ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成 31 年 4 月 8 日（月）までに通知する。
- (4) 入札の日時及び場所  
ア 日 時 平成 31 年 4 月 10 日（水）午前 10 時

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県庁舎3階 3北-2会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、本入札は総価入札であるため、入札書には総価を記載すること。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。